

町行政全般をチェック

平成28年度監査概要

平成28年度において、地方自治法の規定に基づき実施した監査の概要と、その結果を次のとおりお知らせします。

監査委員事務局 内線362

扶桑町監査委員
岩本 幸松
杉浦 敏男

例月出納検査

扶桑町で扱われる現金の出納・保管あるいは収入・支払事務が適法適切に行われているかどうかを主眼として、毎月1回実施した。

検査の対象 扶桑町における現金及びその出納・各種帳簿・証拠書類

検査の結果 収支現在高は、関係帳簿と照合し、適正に管理されていることを確認した。

なお、一部改善すべき点として、予算執行について5項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

決算審査

平成27年度の決算の各計数が正確であるか、また、事務事業は予算の目的に従い経済的、効果的、合法的に執行され、財政は健全に運営されているかどうかを主眼として実施した。

定例監査

扶桑町の財務に関する事務の執行並びに事務事業が、法令に従い計画的かつ効果的に行われているか、また、組織が合理的に運営されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期間 平成28年7月6日から同月15日までのうち6日間

審査の対象 平成27年度における各会計歳入歳出決算・同決算附属書類・基金運用状況

入歳出決算書等は、関係法令に基づき処理されており、その計数は正確に表示され、決算内容は概ね適正であった。

監査の期間

・第1回 平成28年10月31日から11月7日までのうち4日間

財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全な財政状況の指標となる財政健全化判断比率及び特別会計事業の経営健全化を判断する資金不足比率について、その比率及び関係書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の対象 平成28年8月4日

審査実施日 平成28年8月4日

審査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

財産管理監査

町有財産である各種施設が適切に管理関係法令等に基づき作成されており、その算定は適正であると認められた。

監査の対象 平成28年5月30日、31日

監査実施日 平成28年5月30日、31日

監査の結果 運営されているかどうかを主眼として実施した。

扶桑町の財務に関する事務の執行並びに事務事業が、法令に従い計画的かつ効果的に行われているか、また、組織が合理的に運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査の期間

・第1回 平成28年2月7日及び9日の2日間

監査の対象 健康福祉部、教育委員会

監査実施日 平成28年11月10日

監査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

監査の対象

健康福祉部、教育委員会

監査実施日 平成28年11月10日

監査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

財政援助団体監査

町が交付した補助金が目的に従い適正に執行され、効果が十分に達成しているかどうかを主眼として実施した。

監査の対象 総合型地域スポーツクラブわっと楽々スポーツふそう

監査実施日 平成28年11月10日

監査の結果 監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められた。所管課においては、今後も書類の整理及び精査に努めるよう要望した。

工事監査

工事の施行が法令等に準拠して適正かつ効率的、合理的に行われているかどうか、また経済的に妥当であるかどうか、技術的調査を主眼として実施した。なお、調査は公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考にした。

監査の対象 施設は整備され良好に管理・運営されていると認められました。

監査実施日 平成29年2月6日

監査の結果 施設は整備され良好に管理・運営されていると認められました。

監査の結果

工事は法令等に準拠して適正に執行されていると認められた。

監査の結果

工事は法令等に準拠して適正に執行されていると認められた。